

安芸高田市 教育に関する大綱

(安芸高田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱)

ふるさと
～ 郷土を想い 夢と志に向けて ともに学び続ける人づくり ～

平成28年2月

広島県安芸高田市

はじめに

安芸高田市では、平成27年3月、第2次安芸高田市総合計画を策定し、今後10年間を見通した基本構想を示しました。この計画を上位計画として、国・県の動向を踏まえ、「第2次安芸高田市教育振興基本計画『つながり、学び、高め合う』安芸高田協育の推進～郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けて ともに学び続ける人づくり～」を策定し、本市の教育振興に努めているところです。

また、本市で学ぶ子供達が「郷土（ふるさと）安芸高田市」について理解を深め、将来安芸高田市民であることに誇りと責任を持って、まちづくりを進めてほしいとの願いから、2年間の編集期間を経て、学校の授業で教材として使用する郷土理解学習のための副読本を発行しました。この副読本が今後、学校現場あるいは市民の学習の場で積極的に活用されることを期待しています。

これらの活動をとおして、本市の子供達が、変化の激しい現代社会を生き抜くことのできる力の基礎を身に付け、成人した後も、安芸高田市で学んだことを誇りに思いながら、安芸高田市内外で活躍し、本市の発展に貢献できる人材として成長していただくことが必要です。

そのためには、確かな学力を身につけるための総合的な戦略と教育環境の整備、また、安芸高田市の宝である歴史・文化・スポーツなど、安芸高田市の強みを活かした郷土理解学習をとおして、「郷土（ふるさと）を想う心」さらには、「郷土（ふるさと）を誇りに想う心」を育てていきます。

こうした本市の目指す姿の実現に向け、今後4年間において必要な施策を展開していくため、本市教育が特に重視していく方向性を次のとおり整理し、「大綱」として取りまとめました。

平成28年2月

安芸高田市長 浜田 一義

目 次

はじめに

1	大綱策定の趣旨と位置付け	P. 3
2	関連計画等との整理	P. 3
3	大綱の期間	P. 3
4	基本理念	P. 4
5	今後取り組むべき施策	P. 5
	I 生きる力を育む教育の充実	P. 5
	(1) 確かな学力の向上	
	○ 「安芸高田市学力向上戦略」の策定と推進	
	(2) 豊かな心の育成	
	○ 郷土理解学習副読本の活用	
	(3) 国際教育の推進	
	○ 多文化共生社会の推進	
	II 安全で豊かな教育環境の整備	P. 6
	(1) 学校施設・設備の整備	
	○ 学校規模適正化に伴う学校施設・設備の整備	
	III 人がつながる生涯学習社会の実現	P. 7
	(1) 社会教育による人材の育成	
	○ 社会教育活動の充実	
	○ 貧困の負の連鎖をたちきる青少年教育・家庭教育支援	
	(2) 生きがいを育む文化・芸術活動の推進	
	○ 文化芸術活動の推進	
	(3) 郷土愛を育む歴史遺産の保護と活用	
	○ 指定文化財の保護・管理そして活用	
	○ 甲立古墳の保存管理と活用	
	○ 伝統文化保存継承団体への支援	
	(4) 安芸高田の宝「トップスポーツ」の活用	
	○ トップチームの応援観戦事業の推進	
	○ トップアスリートとの交流事業の推進	

おわりに

関係法令条文（抜粋）

1 大綱策定の趣旨と位置付け

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」第1条の3の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、市長と教育委員会で構成する「安芸高田市総合教育会議」において協議、調整した上で策定するもので、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

2 関連計画等との整理

本市では、平成27年4月に「第2次安芸高田市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。この計画は改正法の規定に先んじて教育の基本的方向を掲げていることから、本大綱は、「郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けてともに学び続ける人づくり」を基本理念に掲げた基本計画の「目指す姿」や「目標」をベースに策定することとし、さらに、「第2次安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）」に掲げる将来像『人がつながる田園都市 安芸高田』を実現するため、教育分野において重点的に取り組むべき施策を重視し策定したものです。

3 大綱の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする基本計画の最終年度と整合性を持たせるため、本大綱の期間は平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していくものとします。

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
総合計画	第2次安芸高田市総合計画 (H27~H36)									
教育振興基本計画	第2次安芸高田市教育振興基本計画 (H27~H31)					第3次安芸高田市教育振興基本計画 (H32~H36)				
教育大綱	安芸高田市教育大綱 (H28~H31)									

4 基本理念

基本計画では、これまで展開してきた「協育」の理念を、「『つながり、学び、高め合う』安芸高田協育」として引き継ぐとともに、新たな基本理念として「郷土（ふるさと）を想い^{※1} 夢と志に向けて ともに学び続ける^{※2}人づくり」と定め、学校教育、社会教育、文化・スポーツ活動の充実を推進し、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に向け取り組みを進めていくこととしています。

本大綱においても、この「郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けて ともに学び続ける人づくり」を基本理念に、今後4年間、以下の施策を取り組むこととします。

※1「郷土を想い」：「安芸高田市で学んだことを誇りに思い、安芸高田市外あるいは国外で活躍するようになっても、いずれは帰って安芸高田市の発展に貢献したい」、あるいは帰れなくても「安芸高田市の発展を応援したい」と思うことのできる人材の育成を図る。

※2「ともに学び続ける」：第2次安芸高田市総合計画が示す本市の将来像「人がつながる安芸高田市」にあるように（第2次総合計画21ページ）、様々な「つながり」を大切にしつつ、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる人材の育成を図る。

5 今後取り組むべき施策

I 生きる力を育む教育の充実

(1) 確かな学力の向上

① 「安芸高田市学力向上戦略」の策定と推進

- 国においては、平成25年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」において、主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象とした取組の成果指標として、「国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする」としています。
- 広島県においては、平成22年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン～県民の力とイノベーションで未来をつくる～」における教育委員会関係の取組の方向のひとつに「知・徳・体の総合力でトップをねらえる児童生徒の育成」を掲げています。
- 本市においても、「安芸高田市学力向上戦略」を策定し、児童生徒が広島県内でトップレベルの学力を身に付けることができるよう、「オール安芸高田」で中長期的に取組を進めます。
- 「安芸高田市学力向上戦略」で取組む施策の柱は次の4点とし、小・中学校教職員の協働による教育、9年間を見通した一貫性のある指導により、児童生徒の確かな学力の向上を図ります。
 - ① 各種学力調査の活用
 - ② ICTの活用
 - ③ 複数校の協働による授業づくり
 - ④ 研修の充実

(2) 豊かな心の育成

① 郷土理解学習副読本の活用

- 教育基本法第2条「教育の目標」のひとつに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と規定されています。
- 「第2次安芸高田市教育振興基本計画」において、本市の教育理念を、「郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けて とともに学び続ける人づくり」としています。
- 安芸高田市で学んだ児童生徒が、郷土（ふるさと）安芸高田市を誇りに思い、将来、安芸高田市外あるいは国外で活躍するようになって、「いずれは帰って安芸高田市に貢献したい」安芸高田市に帰れなくても「安芸高田市の発展を応援したい」と思うことのできる教育を進める必要があります。

す。

- このため、郷土理解学習副読本「安芸高田市ものがたり（小学校編）」、「郷土！安芸高田市（中学校編）」を小・中学校で活用し、郷土（ふるさと）の歴史・伝統・文化を理解し、学習する機会の充実を図ります。
- 副読本の活用にあたっては、校外での現地学習の事前学習のための参考図書として活用するなど、知識と体験により効果的に郷土理解学習が行えるよう工夫します。

（3）国際教育の推進

① 多文化共生社会の推進

- 今後のグローバル化の進展に伴い、本市においても国際社会で生き抜くことのできる人材の育成や、地域や学校において外国籍の市民を受け入れることのできる態勢づくりが必要です。
- 幼稚園、小中学校に英語を母国語とする講師（以下「英語指導助手」という。）を派遣することやICTの積極的な活用により英語教育の充実を図り、児童生徒の英語力の向上を目指します。
- また、課外活動においても、児童生徒に英語指導助手と触れ合うことのできる機会を積極的に提供するとともに、国際姉妹校との交流などを通じた国際理解活動を推進します。
- 日本語で授業を受けることが困難な児童生徒については、日本語学級を開設し日本語指導の充実を図るとともに、学校外において児童生徒及び保護者の支援を行う関係機関、関係団体との連携を図ります。

Ⅱ 安全で豊かな教育環境の整備

（1）学校施設・設備の整備

① 学校規模適正化に伴う学校施設・設備の整備

- 本市の小・中学校においては、過疎化・少子化が進む中で児童・生徒も大きく減少し、学校規模は過小規模化・小規模化しており、今後もこの傾向は進行していくことが想定されます。
- 児童生徒が減少する中、望ましい教育環境を将来にわたって維持していくため、平成22年4月の学校規模適正化委員会からの答申をもとに、小・中学校の規模適正化を進め、その進捗状況により、学校施設・設備の整備を計画的に推進します。
- 小学校の規模適正化については、学校規模適正化委員会からの答申をもと

に、平成23年1月に策定した「学校規模適正化推進計画」を引き続き推進することとし、中学校の規模適正化については、小学校の進捗状況を勘案しながら、中学校・保護者・地域代表による準備委員会を組織するとともに、パブリックコメント等による住民ニーズの把握に努め推進してまいります。

- また、急速に進む情報化や国際化に対応できる人材の育成と、ICT教育環境の実現へ向けて、小・中学校の全学級へ電子黒板及びタブレット端末等を整備します。
 - ① 学校規模適正化の推進
 - ② 学校施設・設備の整備
 - ③ ICT機器の整備

Ⅲ 人がつながる生涯学習社会の実現

(1) 社会教育による人材の育成

① 社会教育活動の推進

- 高度情報化、少子高齢化、グローバル化と社会が大きく変わる現代社会を生き抜くため、多種多様な市民の学習欲求に応じた学習機会の提供を行い、生涯にわたって学習し続け、自己の成長に積極的に取り組む人材の育成を図ります。
- さらに個々の学習のみならず、安芸高田で暮らし続けるための地域課題や現代的課題解決に向けて、市民の意欲や関心を高めるとともに的確な学習機会の提供を行い、その学習成果をまちづくりに活かす取組を推進します。

② 貧困の負の連鎖をたちきる青少年教育・家庭教育支援

- 経済状況や家庭環境等による就学機会の差が、その後の就労・賃金等の格差にも繋がり、そのことが世代をまたがる格差の再生産・固定化となる、いわゆる貧困の負の連鎖の解消を図るため、家庭の経済状況や児童・生徒の学力等に応じた、家庭学習支援が必要不可欠となってきました。
- このため、生活困窮世帯の児童・生徒をはじめ、学習の遅れがちな児童・生徒等に対して、家庭・学校・地域の連携を図り、地域の教育力を活用し、生きる力を育むため、様々な体験を含む青少年教育活動の機会を提供するとともに、公営塾による家庭学習支援、及び個々の家庭への訪問型家庭学習支援に取り組み、児童・生徒の家庭学習習慣の確立を支援します。

(2) 生きがいを育む文化・芸術活動の推進

① 文化芸術活動の推進

- 安芸高田市には、文化・芸術の拠点施設として、旧町単位に文化ホールを有する文化センター6館、また15棟のアトリエを有する八千代の丘美術館が整備されています。本市は公民館を全て廃止したものの、この市文化センター6館が、公民館類似施設として、公民館機能を有し、各種公演等を開催する大規模集会施設として、また日常的な文化芸術活動の拠点として活用されています。
- これらの社会教育施設を拠点として、市民の楽しみ、生きがい、心身の健康づくりのため、優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の文化・芸術活動を推進します。

(3) 郷土愛を育む歴史遺産の保護と活用

① 指定文化財の保護・管理そして活用

- 本市には、国史跡「毛利氏城跡」（郡山城跡、多治比猿掛城跡）をはじめとする3件の国指定文化財、37件の県指定文化財、167件の市指定文化財、そして、1件の国登録文化財の合計208件の豊富な文化財が存在します。
- これら貴重な文化財は、先達から受け継がれた、かけがえのない「地域の宝」であり、「市民の誇り」でもあり、永く後世に引き継いでいくことは、市民の責務でもあります。
- このため、一層市民に対し文化財の価値について周知と理解を深めるために啓発を図るとともに、文化財所有者・管理者との連携を図り、適切且つ効果的な保存管理と活用に努めます。

② 甲立古墳の保存管理と活用

- 甲立古墳は、平成20年に甲田町上甲立の菊山で発見された、4世紀末頃に築造された前方後円墳で、県内においても2番目の規模を誇るものであり、遺構・出土品の保存状態も極めて良く、国内においても高く価値が評価されるものです。
- その後当市では、平成22年1月に市史跡に指定、平成22年度から平成26年度までの5か年をかけて、部分的な発掘調査を行い、古墳の重要性が明らかになったことから、平成27年度には、国史跡への指定が有望視されています。
- 国史跡への指定後には、文化庁及び広島県教育委員会との連携を図り、将来にわたってより良い状態で保存し活用を図るため保存活用計画策定委員会を組織化するとともに策定に最大限の取組を行います。

- さらに保存活用計画策定後の整備を考慮し、保存に必要な土地の公有化を積極的に推進し、地元地域との連携を図りながらソフト事業を含め整備を進めます。

③ 伝統文化保存継承団体の支援

- 当市には、国の重要無形民俗文化財の「安芸のはやし田」をはじめ、観光資源としても近年注目を集める「神楽」等、国指定1件、県指定16件、市指定17件、合計34件の指定無形民俗文化財が存在し、また市内各地に、多くの伝統芸能・行事が継承されています。
- これらの無形民俗文化財や伝統行事は、地域や伝統文化保存団体が地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源、そして「地域の宝」として、継承されてきています。
- 市では、これらの無形民俗文化財や伝統行事を次世代に継承し、市民の郷土愛を育み、目指す都市像（教育分野）として掲げる「地域資源を活かしたまちづくりへの挑戦」を推進するため、地域及び伝統文化保存団体の保存伝承活動を支援するとともに、計画的に活動の様子の映像保存に努めます。

（４）安芸高田の宝「トップスポーツ」の活用

① トップチームの応援観戦事業の推進

- 当市は、プロサッカーチーム「サンフレッチェ広島」のマザータウンとして、また湧永製薬株式会社ハンドボール部「ワクナガレオリック」のホームタウンとして、それぞれに練習拠点を有しています。
- これらの恵まれた特徴を活かし、サンフレッチェ広島安芸高田市スポンサーードゲームをはじめ、県内ゲームへの応援観戦事業を通じて、みんなでスポーツを応援する楽しさを提供し、市民のスポーツへの興味関心の向上と郷土を愛する心を育みます。

② トップアスリートとの交流事業の推進

- 次世代のトップアスリートの発掘・育成をめざし、子供たちの夢の実現に向けて、サンフレッチェ広島、ワクナガレオリックなどの選手や指導者による、クラブ指導やスポーツ教室等の交流事業を推進します。
- トップアスリートが持つ高い知識や指導力を生かしてスポーツ指導者のレベルアップに努め、競技スポーツの裾野の拡大とアスリートの育成基盤の強化を図ります。

おわりに

安芸高田市民が今後も心豊かに笑顔で生活していくためには、本市の子どもたちが、変化の激しい現代社会を生き抜くことのできる力の基礎を身につけ、成人した後も、安芸高田市で学んだことを誇りに思いながら、安芸高田市内外で活躍し、本市の発展に貢献できる人材として成長していただくことが必要です。

そのためにも、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に向け取組を進めてまいります。

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

安芸高田市「教育に関する大綱」
(平成28年2月)

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
広島県安芸高田市総務部総務課

TEL 0826-42-5611 FAX 0826-42-4376

〒731-0501

広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地
広島県安芸高田市教育委員会教育総務課

TEL 0826-42-0049 FAX 0826-42-4396